

# 令和6年度まちの良いところ再発見事業業務委託仕様書

## 1. 業務名

令和6年度まちの良いところ再発見事業業務委託

## 2. 契約履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 3. 業務の目的等

本市においては、ひたちなか市が大切にしている「価値」を支持するファンを大切にし、ファンをベースに「まちの価値」を高め、共創を目指す「ファンベース」の取組を進めている。令和6年11月に市誕生30周年を迎える記念事業のひとつとして、当該事業を通じて、ファンベース会員※を活用しながら、市民が思う「ひたちなか市の良いところ」を顕在化させ、魅力を再発見するとともに、本市で活躍する人の背景や想いを多くの市民が知り、シビックプライドを持って応援してくれる「まちに対する自分ごと化」がなされている状態を目指すことを目的とする。

※ファンベース会員は約160名程度（令和6年5月末時点）

## 4. 業務内容

### (1) ワークショップの企画運営

受託者は、ワークショップの企画運営を行う。当該ワークショップは、本市のまちとしての魅力の掘り下げ等を行い、本市の良いところを顕在化させて、魅力の再発見につなげることを目的として行うこと。

また、ワークショップの運営に当たっては、ありきたりな魅力発見とならないよう、参加者の発想が掻き立てられる仕掛けの工夫を行うとともに、適切な人数のファシリテーターを配置すること。

①ワークショップの参加人数：ファンベース会員を含む10～20名程度

②ワークショップの開催数：2回程度

### (2) 事業実施、事業レポート等の作成

受託者は、ワークショップにより挙げられたまちの良いところがより伝わるための取組及び当該取組に関するレポート作成を運営し、次項（3）の市民投票につなげること。

### (3) 市民投票の実施

受託者は、再発見したまちの良いところを多くの市民が共有できるよう、事業レポート等について市民投票を行うこととし、SNSやWeb等を活用した投票について企画・運営を行うこと。また、投票に必要な投票箱や投票用紙等について制作するとともに、オンライン上の投票方法も含めて提案すること。

(4) 最終アウトプット物の制作

受託者は、市民投票を踏まえて、まちの魅力発信につながるアウトプットを制作すること。なお、アウトプット制作のための一切の費用は、受託者の負担とする。

(5) ひたちなか応援大使の参画

受託者は、本事業において、ひたちなか応援大使である黒沢かずこ氏の効果的な参画（1日相当）を提案すること。なお、黒沢ひたちなか応援大使参画にかかる費用は、発注者の負担とする。

(6) 全体コーディネート

受託者は、発注者が実施する他の事業等を把握したうえで、本事業の効果が高まるよう全体をコーディネートすること。また、最終アウトプットを活用して戦略的に展開するプロモーション案を作成すること。

(7) 報告書等作成

受託者は、4－（1）～（6）の実施結果をとりまとめたものを実施報告書として作成し、提出すること。

報告書には、結果までのプロセスや、それに伴う付随資料を含むものとし、内容については分かりやすく記載すること。

## 5. 実施スケジュール

4－（1）～（7）に規定する業務内容を契約履行期間内に実施し、完了すること。なお、各業務の実施時期についてはひたちなか市と受託者が協議の上決定するものとする。

## 6. 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取扱う個人情報について、ひたちなか市個人情報保護条例（平成17年条例第2号）を遵守するものとする。

## 7. 成果品

受託者は、次の成果物をひたちなか市に提出することとする。

(1) 実施報告書（紙印刷したもの） 2部

(2) 実施報告書のデータ

(3) 最終アウトプット物

(4) 最終アウトプット物のデータ

※ (2) のデータについては、Microsoft Office 形式とする。

※ (4) のデータについてはAdobe社IllustratorもしくはPhotoshop形式とする。

※各データはCD-ROMまたはUSBメモリースティック等の電子媒体に格納すること。

## 8. 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における7-(1)～(4)までに掲げる成果品(次の8-(2)において「成果品」という。)の所有権は、全てひたちなか市に帰属するものとする。
- (2) 成果品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を当該著作物の引渡し時に、ひたちなか市に無償で譲渡するものとする。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作権者人格権を行使しないものとする。

## 9. 留意事項

- (1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専らひたちなか市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、ひたちなか市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は、契約履行期間内及び履行期間の満了後において、業務上知りえた情報を第三者に漏えいしてはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏えいが無いよう、十分な対策を講じる義務を負うものとする。
- (3) 受託者の責任に帰すべき理由により、ひたちなか市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償することとする。
- (4) 受託者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめひたちなか市の承認を受けた場合を除く。

## 10. 協議

この仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、都度ひたちなか市と協議すること。